

みやぎ環境税

を活用した事業がスタートします

四月から「みやぎ環境税」を導入します

宮城の豊かな自然環境を守り、次世代に確実に引き継いでいくためには、これまで実施してきた環境施策から一歩踏み出し、新たな施策の展開や事業の拡充が必要となります。

そこで、県では、地球温暖化など喫緊の環境課題に対応するため、今年四月一日から県民税均等割の超過課税制度である「みやぎ環境税」を導入し、その財源を活用して特に二酸化炭素の吸収源対策や排出抑制対策など、新たな施策を柱とした事業を展開していきます。(図一)。

県と市町村が連携し、さまざまな事業を実施します

「みやぎ環境税」を活用した事業には、県が実施する事業と市町村が実施する事業があります。これらの施策を取りまとめたものが「みやぎグリーン戦略プラン」です(図二)。

目指す姿を実現するために

「みやぎグリーン戦略プラン」は、県と市町村さらには県民の皆さんが一体となって環境施策を進めていくためのものです。県では、県民の皆さんからいただく貴重な税財源を効果的に活用し、将来にわたる宮城県の良い

な環境を保全していくとともに、これまで手つかずの分野についても新たな施策を展開していきます。「みやぎ環境税」のスタートを契機に、県民の皆さんと力を合わせて、図二に示す「目指す姿」の

実現に向けて取り組んでいきます。県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※みやぎ環境税により「みやぎグリーン戦略プラン」として実施する事業の内容についてはみやぎ環境税より四月号を単し紹介します。

図1 「みやぎ環境税」の導入まで

平成19年 3月	宮城県税制研究会が新税導入の必要性を提言
21年12月	11月定例県議会において、新税導入を表明 県民説明会を開催(県内7カ所) パブリックコメントを実施
22年 3月	2月定例県議会において、「みやぎ環境税」の導入を決定
22年10月	「みやぎグリーン戦略プラン」(案)を公表 県民説明会を開催(県内7カ所)
23年 4月	「みやぎ環境税」導入 「みやぎグリーン戦略プラン」スタート

「みやぎ環境税」の仕組み

納税義務者	税額
●個人…1月1日現在で県内に住所を有する個人(所得が一定の額以下の方など、県民税均等割が課税されない方は非課税です)	●個人…1,200円(現行の県民税均等割1,000円に加算されます)
●法人…県内に事務所、事業所などを有する法人(法人県民税均等割が課税されない法人は非課税です)	●法人…現行の法人県民税均等割の10%相当額(均等割額が下の表のとおり引き上げられることとなります)
納税の方法	
現行の住民税と一緒に納税していただく仕組みです。現行の住民税に加算して納めていただきますので、特別な手続きなどはありません。	
実施期間	平成23年度から5年間

<表>

法人の区分	改正後(うち超過税率分)	現行(改正前)
資本金の額を有しない法人または資本金等の額が1,000万円以下の法人	2万2千円(2千円)	2万円
1億円以下の法人	5万5千円(5千円)	5万円
資本金等の額が1,000万円を超え10億円以下の法人	14万3千円(1万3千円)	13万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	59万4千円(5万4千円)	54万円
資本金等の額が50億円を超える法人	88万円(8万円)	80万円



3%の意義

はいよ来年度から「みやぎ環境税」が導入されます。税の総額は年間15億円で、県民の皆さんから「県の総予算(約1兆円)」から考えれば、15億円の税金で大きな成果を挙げることができるといった質問をよく受けます。宮城県のような財政力の弱い自治体は毎年国から地方交付税というお金が配分され、財政の収支バランスを取っています。これが地方交付税は、大まかに言うところが増えるのと増えた分の75%分が減る仕組みになっています。逆に税収が前年に比べ100億円増えたとしても、その年に配分される地方交付税は前年より75億円減ることになります。従って、地方交付税が配分される自治体にとっては、税収増の25%しか実質的な収入増にならないのです。しかしながら今までの環境税のように、県民の皆さんのご理解を得て自治体が独自に導入する税の場合、この75%減額する仕組みが適用されないことになっています。つまり、もし今回の環境税分15億円の財源を通常の税収増で補(まかな)おうとすると、なんと60億円増収(60億円の25%が15億円)が必要となるわけですから、今回の環境税収入が2,000億円程度です。宮城県の年間環境税収入は2,000億円の税収に換算するとおよそ3%(60億円は2,000億円の3%)の意味を持つことになります。社会保障費が毎年20億円以上増え続けている中、環境施策に重点的に使えない財源は本当に大切です。3%の意義に感謝しながら、将来の宮城県民に評価される環境施策に取り組みたいと思います!

宮城県理事 村井嘉浩

お問い合わせ

- 環境税の使いみちに関するしるし
県環境政策課
☎022(211)2661
<http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-s/>
- 環境税の仕組みに関するしるし
県税務課
☎022(211)2323
<http://www.pref.miyagi.jp/zeimu/>